

事故発生

1


損害保険ジャパン(株)神奈川火災新種保険金サービス課に
電話連絡してください

 045-661-2626

2

電話連絡後、事故状況を調査のうえ**事故報告書**を作成し、

① 損害保険ジャパン(株)神奈川火災新種保険金サービス課へFAX

 045-201-2061

② 県町村会にメールで提出

*報告書のみ提出(写真等は不要です)

*事故報告書の未提出が増えています！必ず提出いただきますようご協力をお願いします

3

賠償責任の有無、過失相殺、示談の方法、保険金請求書の書き方、添付書類など、具体的な事務処理手続きは、損害保険ジャパン(株)火災新種保険金サービス課との間で行っていただきます

事故の保険適用の有無等、ご不明な点は、町村会または損害保険ジャパン(株)神奈川火災新種保険金サービス課へご照会ください